

公益社団法人松戸市シルバー人材センター就業規約

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規約は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に関する必要事項を定めるものとする。
- (会員の平等原則)
- 第2条 会員の就業にあたって、社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取り扱いを受けない。
- (努力義務)
- 第3条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあつて、就業の機会を高め、生きがいを高め、その健康と福祉の増進を図るとともに、センター及び地域社会の発展に寄与するものとする。
- 2 会員は、新しく継続的な就業に従事する場合、業務内容を的確に把握し、実行することできるように、就業に必要な技能等を習得するたために、別に定める内容により研修に参加することを原則とする。ただし研修への参加は無償扱いとする。

第2章 就 業

(仕事の受注)

- 第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は直接の交渉当事者とならない。
- (仕事の配分)
- 第5条 センターは、受注した仕事について会員に対しあらかじめ仕事の内容、就業時間等を明示し、その同意を得て、配分するものとする。
- 2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、発注者の署名捺印のうえ、就業終了時、又当該月末締め切分については、翌月3日迄にセンターに提出しなければならない。
- (就業時間)
- 第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を考慮して、1日8時間を超えないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業及び終業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。
- (配分金)
- 第7条 会員の就業に伴う配分金については、別に定めるところによる。
- (就業上の留意事項)
- 第8条 会員は、就業にあたり次の点に留意しなければならない。
- (1) センターから提供された仕事について誠実に責任を持って履行するよう努めること
 - (2) やむを得ない事情で約束の仕事に就業できない場合は、事前にセンターに届け、発注者に迷惑をかけないように努めること
 - (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になると認められる事項は、決して他に漏らさぬこと
 - (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること
 - (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない
- (共同作業の留意事項)
- 第9条 会員が相互の共同作業を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 職群班長、副班長は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態等会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつ

- き、センターに協力すること
- (2) 未編成職群でのグループ就業する場合は、グループ長を互選することが望ましい
グループ長は前項に準じて行動するものとする
- (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業出来るよう、共同責任分担の精神をもって、努力すること
- (5) 就業会員が、就業中負傷し、又は身体や健康状態が異常となる等、もしくは、事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は直ちに班長、副班長、グループ長は、センター及び発注者に連絡し応急処置をとること
(求償権の行使)
- 第10条 会員が故意又は重大な過失により発注者に対して損害を与えたことにより、センターが当該発注者に対して賠償を行なったときは、その会員に対して賠償を行った範囲内において理事会の承認を得て求償を行うことができるものとする。
(就業の停止)
- 第11条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。
- (1) 会員から就業をとりやめたいと申し出のあったとき
- (2) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められるとき
- (3) 天災地変、その他やむを得ない理由によって仕事の継続が不可能になったとき
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき
- (5) その他、センターの運営上必要と認めたとき

第3章 安全衛生 (センターの措置義務)

- 第12条 センターは、会員の就業にあたり、その安全衛生、災害防止等に常に配慮し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

第4章 傷害保険 (傷害保険)

- 第13条 センターは、会員のために団体傷害保険に加入し、センターが提供した仕事の就業中に不慮の事故により会員の受けた傷害に対して、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償をするものとする。

第5章 損害保険 (損害保険)

- 第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑 則 (規約の改廃)

- 第15条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、必要事項については理事会の議決を得て別途定めるものとする。

附 則
この規約は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

研修実施期間表

	概ね1日 (注1)	概ね2日 (注1)	その他 (注2)												
公共施設清掃		○													
公共運転		○													
公共駐輪場管理			<p>A 06:30～10:00 B 10:00～15:00 C 15:00～20:00</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>未就業者</th> <th>経験者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A就業</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>B就業</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>C就業</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・券売機無しの駐輪場に就業していた者が券売機有りの駐輪場に就業した場合は、未経験者を含むものとする。 ・研修時間については未経験者・経験者共にフルタイムで研修する必要はないものとする。</p>		未就業者	経験者	A就業	2回	1回	B就業	1回	1回	C就業	2回	1回
	未就業者	経験者													
A就業	2回	1回													
B就業	1回	1回													
C就業	2回	1回													
公共駐輪場整理	○														
公共放置防止指導		○													
公共施設管理		○													
公共河川敷等清掃	○														
公共施設錠開閉業務	○														
公共その他			○												
民間室内外清掃			○												
民間各種運転			○												
民間施設管理等			○												
民間各種雑役			○												
民間その他			○												
<p>(注1) 就業時間の1日分を概ね1日とする。 (注2) 発注者との協議あるいは要請により決定するものとする。</p>															